議会だより かみごおり

No.53
平成17年5月1日発行

●発行　上郡町議会　●編集　議会広報調査特別委員会
〒678-1292　兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地　☎(0791)52-3512　FAX(0791)52-6650

あゆみ橋開通式

3月定例議会

- 平成17年度一般会計・特別会計予算 …… 2・3P
- 付託委員会・監査報告 …… 4～6P
- 条例制定及び改正 …… 7～9P
- 委員会報告 …… 10P
- 町政を問う（一般質問） …… 11～17P

※題字は、平成16年度 高田小学校卒業生です

きびしい歳入

8,100万9千円（前年度比2.9%減）を可決

第三百六十七回定例議会

第三百六十七回定例議会が、三月七日から三月三十日までの二十四日間の会期で開催されました。

本定例会において、町営住宅用地取得の件、特別職で非常勤のものの報酬・費用弁償に関する条例、特別職で常勤のものの給与・旅費等に関する条例、教育長の給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する条例、職員の勤務時間・休暇等に関する条例、地域振興福祉基金条例、町税条例、消防団条例、重度心身障害者（児）介護手当支給条例、国民健康保険税条例、地区計画の区域における建築物の制限に関する条例などの条例の一部改正と新たに制定される人事行政の運営等状況の公表に関する条例、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、災害支援基金条例については可決しましたが、重度心身障害者福祉年金支給条例および福祉医療費助成条例の一部改正については、住民福祉の後退が懸念されるとして否決しました。

予算については、平成十六年度の一般会計と特別会計の国民健康保険事業、介護保険事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、研修センター管理運営事業などの予算の補正、平成十七年度の一般会計ならびに特別会計の当初予算を可決しました。

なお、平成十七年度の一般会計の予算については、動議により一部修正しての可決であります。

また、議員提案により、教育基本法の改正に関する意見書の提出および北朝鮮に対して即刻経済制裁を求める意見書の提出についての二件が提出され、教育基本法の改正に関する意見書の提出については否決、北朝鮮に対して即刻経済制裁を求める意見書の提出については可決しました。

さらに七名の議員が一般質問に立ち町政の問題点などを質しました。

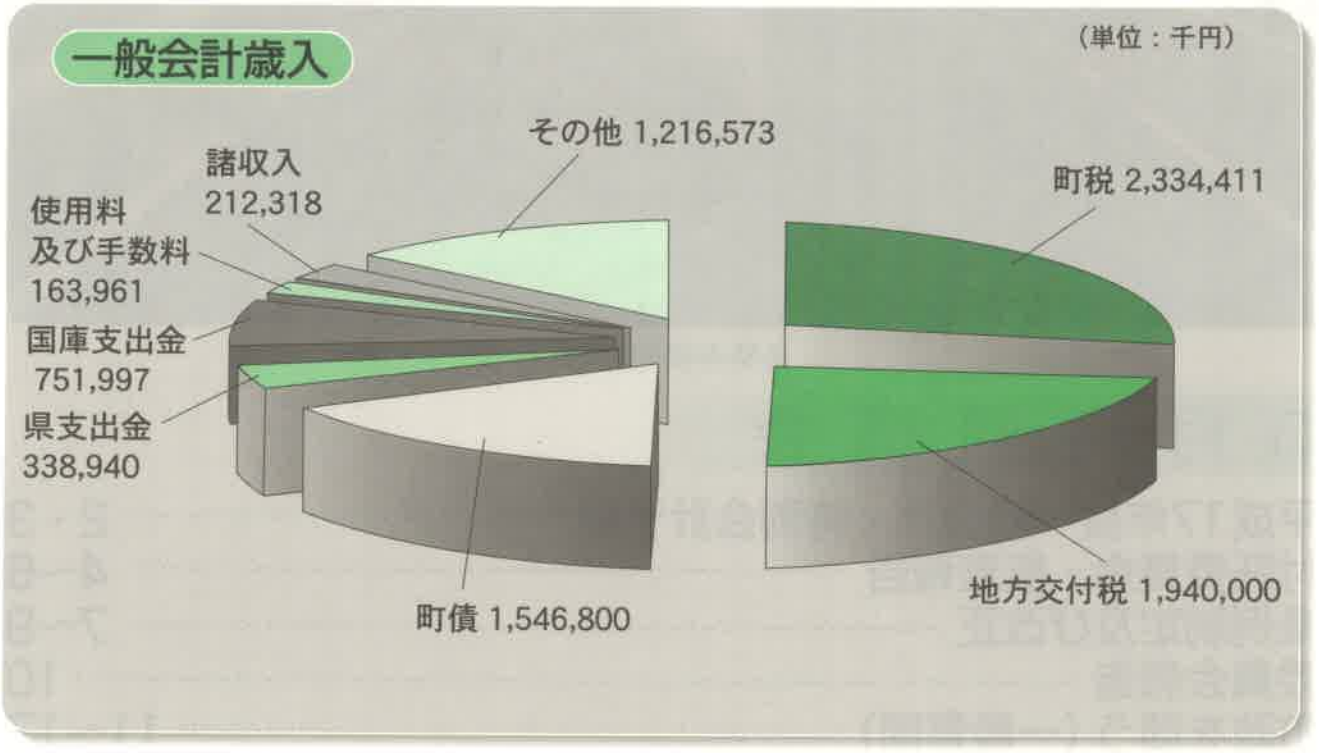

ふくらむ歳出

平成17年度 一般会計 特別会計 予算総額159億

（単位：千円、％）

合計名		平成17年度	増減率
一般会計		8,505,000	6.4
特別会計	住宅改修建設資金貸付事業	5,053	△10.2
	国民健康保険事業 事業勘定	1,549,935	7.1
	国民健康保険事業 直診勘定	71,682	△19.0
	老人保健医療事業	2,113,193	0.2
	介護保険事業	1,071,500	△2.5
	簡易水道事業	37,183	△1.3
	農業集落排水事業	254,300	3.3
	公共下水道事業	928,000	△17.5
	山野里工業団地造成事業	5,000	0.0
	研修センター管理運営事業	177,020	△1.2
	公営墓園事業	35,415	△83.6
	小計	6,248,281	△4.7
水道事業		1,227,828	△35.5
特別会計小計		7,476,109	△11.6
合計		15,981,109	△2.9

一般会計歳出

（単位：千円）

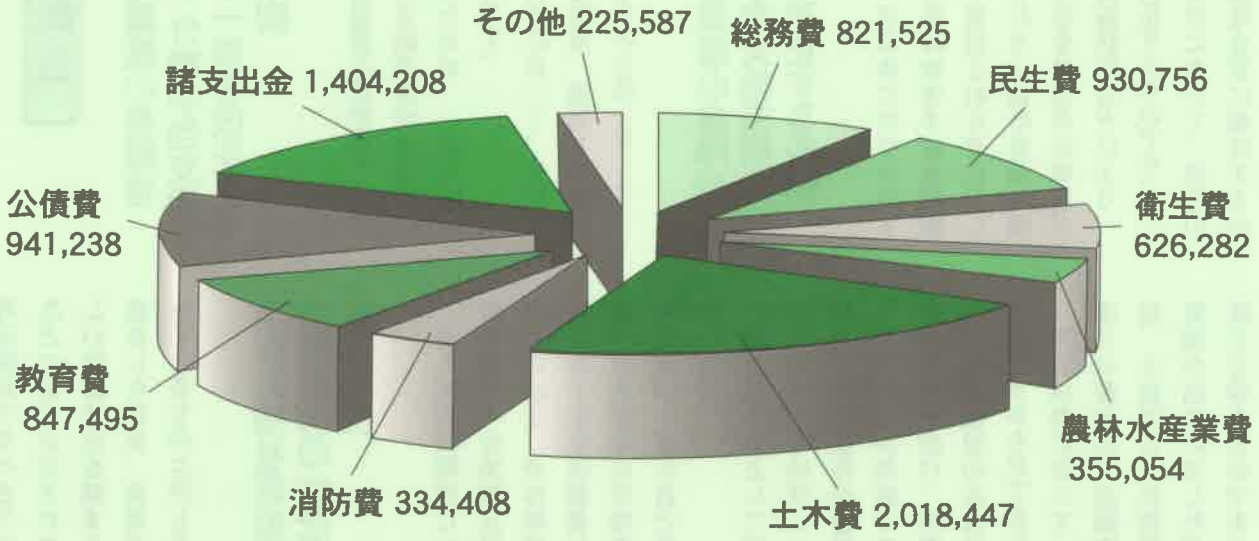

付託審査報告

総務文教常任委員会

特別職三役と教育長の給与に関する条例

特別職報酬等審議会は、町長が5％、助役が4％、収入役、教育長が3％、給与を引き下げるとの答申を出し、その報告を受けました。

当委員会では引き下げ率をもっと大きくするべき、との意見も出たが、審議会の答申を尊重するとともに、行財政改革をより効率よく進めるよう申し添えて、可決すべきものと決しました。

公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例

公の施設に関する管理主体を民間業者にも広げ、サービス向上、行政コストの縮減を図る。指定の手続き、施設の適正な管理確保等基本的な項目を定めるための条例制定です。当委員会の意見として議会の議決の段階での資料提示、個人情報の守秘義務を堅く守るなど申し添えて可決すべきものと決しました。

上郡町税条例の一部を改正する条例

町民税、固定資産税の納期前納付に係る報奨金を廃止し、不動産登記法の改正に伴う条例改正です。

滞納税の徴収方法については行政全体で取りくむよう要望し、原案のとおり可決すべきと決しました。

厚生経済常任委員会

上郡町消防団条例の一部を改正する条例

年々消防団員数が減少傾向にあり、現行の定数732人を〈630人〉に改正するものであります。

当委員会において、今後の増員対策、地域防災の強化及び指導、女子の参画も必要ではないかなどの意見がだされ、近年の社会情勢をかんがみ、原案どおり可決すべきものと決しました。

上郡町重度心身障害者(児)介護手当支給条例の一部を改正する条例

兵庫県の重度心身障害者(児)介護手当支給事業実施要綱が改正されたため、一部を改正するものです。

当委員会において、慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

上郡町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部を改正する条例

知的又は身体に障害を有する者で身体障害者手帳及び療育手帳を交付された者に対して支給される上郡町単独の福祉事業内容を該当者の増及び近隣の実施状況などにより、一部を改正するものです。

当委員会において、福祉の後退で福祉宣言に相反するのではないか、下げ幅について再度検討するべきではないかなどの意見が出されたが、厳しい財政状況を踏まえ慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

上郡町福祉医療費助成条例の一部改正する条例

老人医療費助成については、対象者の判定基準及び自己負担割の改正、身体障害者医療費、母子家庭医療費については、対象者等の所得要件額の改正及び一部を自己負担するものです。

町単独事業として行っている乳幼児医療助成についても、現在の所得要件が撤廃され、全員医療費が無料であったが所得要件を設け、所得要件内の3歳未満児のみ自己負担分を助成するものであります。

当委員会において、県の制度との整合性、近隣市町の状況、3歳児とした根拠などの質問が出されましたが、県の改正に伴うものであり近隣市町においても実施されており

3歳児の根拠は、医者にかかる回数・状況などを参考にしたなどの説明を受け、慎重に審議した結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

上郡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本案は、医療費及び介護納付金の負担増に対応するため賦課割合を改正するものです。

当委員会において、改正に伴い未収金の増が懸念されることから、その対策、取り組みなどについての質問が出されましたが、当局より滞納者については納税意識の高揚を図っている、また滞納対策については、町全体で組織し、長期的な計画をもって未収金の回収に全力で取り組む、との説明を受けました。当委員会では健全な事業運営と納税者の不公平性を解消する取り組みに全力を注いでいただきたい旨を強く申し入れ、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

土木水道常任委員会

西播磨都市計画の変更に伴い当該地区計画区域内においてのそれぞれの建築物の用途敷地面積の限度、壁面位置の制限、高さの最高限度等について慎重に審議した結果、原案通り可決すべきものと決しました。

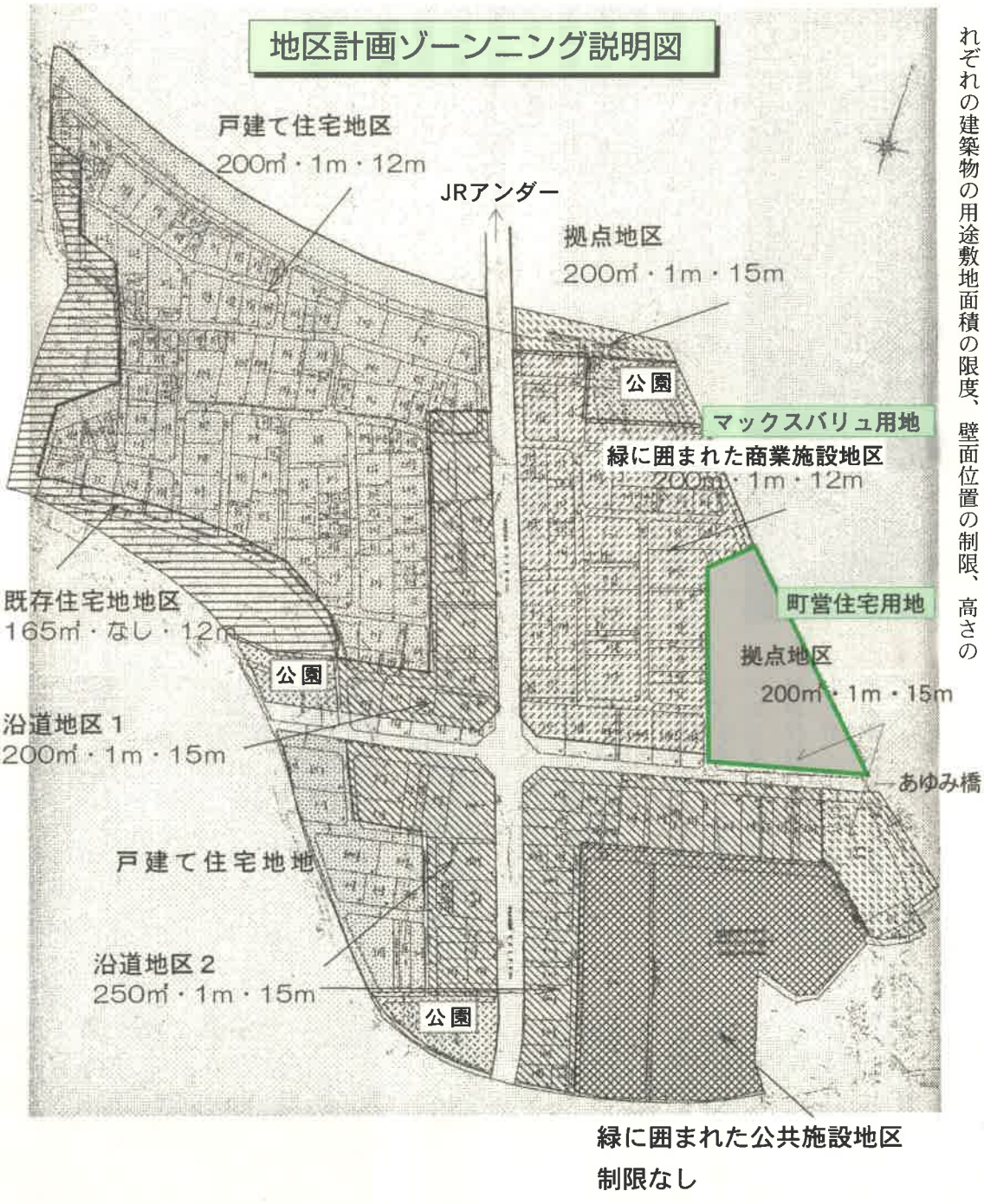

※ゾーン分けの下の数字は順に最低敷地・壁面後退・最高たかさです。

平成16年度定期監査報告

自主財源確保のため徴収強化を!!

要約

景気の低迷は税収の落ち込みに影響し、併せて地方交付税削減により、財政面は厳しい状況にある。

この様な中で最小の経費で最大の効果をあげるため、行政改革による事務事業の改善、全職員の経営感覚を駆使した行政運営を強く求める。

監査における意見は次の通り。

- 組織改編は合理的見直しが必要である。
- 執務体制管理の適正を徹底すること。
- 補助金の交付は目的に沿った事業に対して効率的に運用し、事業の効果等十分に把握する事。
- 少子・高齢化の進む中、各幼稚園、小学校の統廃合を教育の将来構想計画と併せて検討されたい。
- 研修センター運営については、今後のあり方について十分検討されたい。
- 税収の伸びは期待できないが、自主財源確保のため、徴収方策を行政全体で取り組み、未収金解消に全力を傾けたい。

安室ダムのしだれ桜

請願

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める件

12月議会より継続審査となっていたこの案件は、報道、マスコミなどへのメディア規制が行われないか等の意見も出たが、あくまで実際の被害者の救済に対する意見書としてとらえることとし、採択すべきと決した。

陳情

高田台地区に建設予定とされている自治会館をニコニコ・コートに建設することを反対し、自治会館建設補助金の予算計上をしない事を要望する件

これは自治会内の問題であり、不採択にすべきとの意見もあったが、条例整備の必要性等、行政に対して意見を付し、更に自治会での問題解決の方向を見極める事とし、再度継続審議とする。

さくらトンネル

条例の制定及び改定

条例の制定

上郡町災害支援基金条例

●災害対策基本法に規定する災害の発生に際し、当該災害にかかる支援、復旧経費に充てるため、災害支援基金を設置する。

●基金として積み立てる額は、給付金、その他の財源により歳出予算で定める額。

基金の運用から生じる収入に相当する額。

●基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

●基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

●基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

公の施設の指定管理者制度について

平成15年6月の地方自治法改正により、公の施設の管理は「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されました。

町の公の施設における指定管理者の指定の手続きについての条例が制定されました。

※「**指定管理者制度**」とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

※「**公の施設**」とは、体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設などが該当しますが、庁舎や研究所など、行政に事務所としての施設や住民の利用に供しない施設については該当しません。

※新しい制度により、施設の利用料を指定管理者の収入とすることができるほか、利用の許可等、従来は民間業者等が行うことができなかった行政の権限までも行わせることができるようになりました。

上郡町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の概要

制定された条例の概要は次のとおりです。

●町長及び教育委員会（以下「町長等」といいます。）が指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の資格、申請期間、必要書類、指定期間等を明示して公募します。ただし、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは公募によりません。

●町長等は、申請があったときは基準に照らして総合的に審査し、指定管理者の候補となる団体を選定します。

●町長等は、候補者に選定された団体を議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

●町長等は、指定管理者を指定したときは、名称や代表者の氏名等を公表します。

●町長等と指定管理者は、個人情報の保護など施設の管理に関する協定を締結します。

●指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、管理する施設の管理状況、利用料金収入の実績、管理経費の収支状況等を町長等に報告しなければなりません。

●指定管理者が、施設の管理業務を停止又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長等の承認を受けなければなりません。

●指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、上郡町個人情報保護条例による秘密保持を遵守しなければなりません。指定期間の満了、指定取消し、又は従事者の職務を退いた後も同様となります。

●指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は、指定を取り消されたとき、若しくは業務の一部等が停止されたときは、管理しなくなった施設、設備等を現状回復しなければなりません。

●指定管理者は、故意又は過失により管理する施設、設備等を損壊、滅失したときは損害を賠償しなければなりません。

●指定管理者が法令又は協定に違反したときや町長等の指示に従わなかったとき等に該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の一部停止等を町長等が命ずることができます。

●条例の施行は、平成17年4月1日からです。

上郡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定

●任命権者は、毎年7月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

※報告事項

・職員の任免及び職員数に関する状況
・職員の給与の状況
・職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
・職員の分限及び懲戒処分の状況
・職員の服務の状況
・職員の研修の状況
・職員の福祉及び利益の保護の状況

●公平委員会は、毎年6月末までに町長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

※報告事項

・勤務条件に関する措置の要求の状況
・不利益処分に関する不服申立ての状況

●町長は、報告を受けたときは、毎年9月末までに、報告を取りまとめ、公表しなければならない。

条例の改正

特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照

町長	86万円を	81万7000円に
助役	70万円を	67万2000円に
収入役	64万5000円を	62万6000円に
教育長	64万5000円を	62万6000円に

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正

選挙管理委員会委員長、年額10万円とし、投票にかかる事務以外の事務又は争訟にかかる事務について選挙管理委員会を開催した場合は、一回につき日額8200円を加えた額とする。

選挙管理委員会委員、年額9万円とし、投票にかかる事務以外の事務又は争訟にかかる事務について選挙管理委員会を開催した場合は、一回につき日額8200円を加えた額とする。

上郡町消防団条例の一部を改正

上郡町消防団条例第三条第二項第一号の「男子」を削除する。現行の定数732人を「630人」に改正します。

上郡町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部を改正　否決

町単独の福祉事業内容を該当者の増及び近隣の実施状況などにより、身体障害者手帳（一級）及び療育手帳（A）所持者については年額4万8000円を年額3万6000円に、身体障害者手帳（二級）及び療育手帳（B）所持者については年額3万6000円を年額2万4000円に改正するものです。

上郡町福祉医療費助成条例の一部を改正　否決

所得要件を撤廃し、小学校就学前の乳幼児の自己負担分を助成していたのを、所得要件を設けて3歳児未満のみ、自己負担分を助成する改正です。

税条例一部改正

●不動産登記法の改正により、「土地登記簿」及び「家屋登記簿」という文言を「登記簿」に改正。

●行財政改革により、町税（固定資産税・都市計画税、町・県民税）の納期前納付に係る前納報奨金を廃止。

上郡町重度心身障害者(児)介護手当支給条例の一部改正

上郡町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正します。

上郡町国民健康保険税条例の一部を改正

国民健康保険事業の医療費及び介護納付金の負担増に対応するため賦課割合を改正する。

財産の取得

●**取得の目的**　町営住宅用地
●**土地の所在地**　上郡町竹万土地区画整理区域内33街区3画地
●**土地の面積**　９０４８平方メートル
●**契約金額**　４億８５５３万４８９３円
●**契約の相手方**　兵庫県町土地開発公社

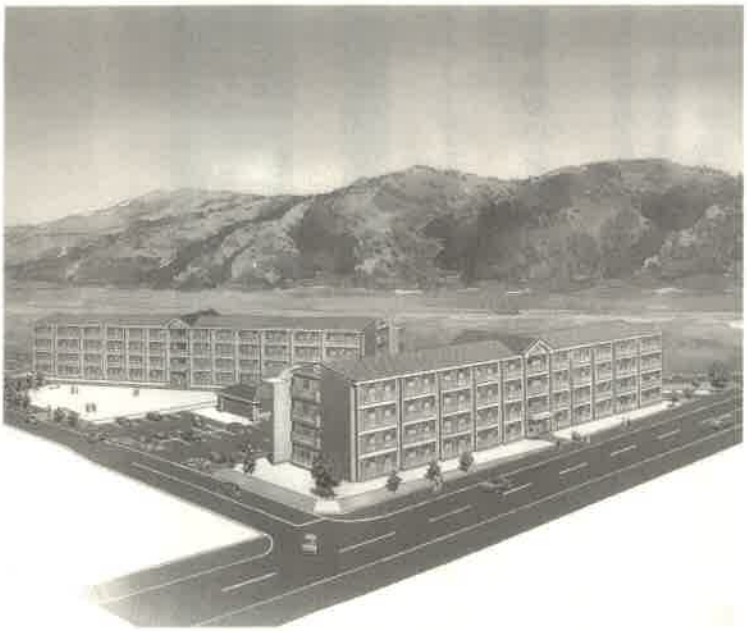

住宅完成予想図

意見書の提出について

三件の意見書について、次の様な結果となった。

教育基本法の改正に関する意見書の提出　**不採択**

北朝鮮に対して即刻経済制裁を求める意見書の提出　**採択**

人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の提出　**採択**

先進地に学ぶ!!

―研修視察報告―

全議員

日時　**2月15日～16日**
場所　**和歌山県日高郡印南町・和歌山県田辺市**

全議員研修として、生涯学習事業の推進、市立美術館の視察を行いました。

印南町では、生涯学習を通じたまちづくりについて学校教育、社会教育などのとりくみを紹介していただきました。特に「読書のまちづくり事業計画」においては、コンピューターシステムのオンライン化により、電子カードの使用、蔵書の整備、管理の合理化、「読書フェスティバル・インいなみ」の開催など、啓発活動を積極的に行っています。

田辺市では、「やすらぎ・憩いの場」として、周辺の豊かな自然環境と調和した美術館をたずねてきました。

市民が自然な雰囲気で芸術文化に触れることのできる「開かれた美術館」を目指し、展示内容は郷土ゆかりの作家を中心に近世・近代の作品を収集しています。

映像と音声による作品紹介はわかりやすく、間接照明、自然採光をとり入れた建物の散策は、心地よいものでした。

当町においても自然環境を生かした文化活動の啓発をさらにすすめたいと思いました。

議員研修

委員会報告

総務文教常任委員会

各課より次のとおり報告を受けました。

（教育委員会の新年度事業計画）

預かり保育事業の実施、校内ＬＡＮ整備事業を新規に実施。その他、学校づくり、トライやるウィークなど従来通り実施する。

給食センターについては、災害の発生等により、このたび仕切り直し、18年度以降とする。

・国民体育大会開催準備事業として、リハーサル大会の運営、競技用備品の購入を予定。

・スポーツセンター使用料の見直しは、各施設の改修工事が完了後、検討する。

（税務課）

・16年度で納税組合補助事業を廃止する。

・納期前納付に係る報奨金制度については17年度より廃止する。

（企画管理課）

・新年度の主な事業計画について－国勢調査事業、町史編さん事業など。

・17年度から職員の制服貸与を廃止する。

土木・水道常任委員会

町民が待ちに待ったあゆみ橋が完成、上郡中学校吹奏楽部を先頭に渡り初めが挙行された。この完成により高田台及び千種川東地区の公共下水道が４月１日より供用開始となった。

※台風被害に伴う上下水道料の減免状況の報告

下水道課より災害における下水道料金の減免については26世帯より申し出があり５万７３７２円減額との報告あり。

水道事業所より水道料金の減免状況については対象が66件で40万８千円との報告を受けた。

※大枝新水源地進捗状況

事業の執行状況は事業実施計画に基づいて進めているが、大枝新高度処理施設（機械・電気）の入札の遅延等により一部繰り越すことが予想され県と協議中であるとの報告を受けた。

厚生経済常任委員会

住宅再建支援金制度について

自然災害により、住宅被害を受けた住民に対し、県・町の負担で、被災世帯に交付する制度です。

（交付限度額）

全壊（再建、購入、新築又は補修）１００万円、大規模半壊75万円、半壊50万円、床上浸水25万円。

上郡町地域防災計画の改正

兵庫県地域防災計画に基づいて改正し、風水害、地震災害対策に大規模事故災害を加え、災害対応総合情報ネットワークシステムが整備されました。

ライフライン関係については災害対策基本法に基づき、整備体制を明確化し、被災者の生活復興支援のための支援についても改正されたとの報告を受けました。

平成17年度産米の生産調整について

平成17年度予定水田面積は８１５・５４haで水稲作付け配分率60・８５％（作付面積４９６・２６ha）となり40％が転作されます。現在では99・９％の作付け予定であるとの報告を受けました。

上郡町営上郡霊苑完成

平成17年１月14日から２月28日までを受け付け期間とし、２月５・６日の二日間現地見学会を開催しました。

募集状況は、全体で１４８区画中１２０区画（81％）とまずまずの盛況との報告を受けました。

又、４月１日園名板除幕式を行ない、開園致しました。

鞍居診療所休診中

本年３月31日付で医師が退職され、後任の医師が決まるまで休診も止む得ないとの報告を受けました。

上郡霊苑開園式

一般質問
町政を問う

工藤　崇 議員

JRダイヤ改正で、町を「陸の孤島」にするな
上郡駅の利用推進に取り組む

相生駅で乗換えなしのダイヤに戻す取り組みを

問 3月1日のダイヤ改正で上郡方面の昼間時間帯の上下線が相生駅で乗り換えとなった。

この状態のままでは通勤・通学、通院利用者のみならず商工・観光への影響はもとより若い世代の上郡町ばなれとともに、ますます少子高齢化が進む要因になる

ＪＲは上郡町の生命線であり町の存亡にかかわる大切な公共機関のひとつである。町長が先頭になり議会、各種団体とともにダイヤを取り戻すようＪＲに急ぎ働きかけをするべきである。

答 上郡町は赤穂駅より乗降客が少ない。ＪＲは民間企業だから利用者が増えないと配慮ができないと思う。

ＪＲに「お願いします」だけでは前に行かない。

問 それはＪＲの言い分であって、上郡町の代表たる町長の姿勢ではない。取り組みは急を要する問題である。

答 上郡町の駅長とも組織づくりの話し合いをしている。

給食センターより町営住宅の建設を優先する

問 町長は昨年10月議会で「給食センターは絶対必要な施設である。16年度中に用地を購入し、18年度に建設に着手する」と答弁された。現在の進行捗況は。

答 給食センター建設には9億円、あとの運営に5千万円は必要である。財政難でなにもかもできる状況にない。町営住宅の施工（約20億円用地費含）を優先する。今年度予算には給食の予算は計上していない。

問 町長はまた平気で前の答弁をくつがえした。町民の多くは同事業の早期完成を期待し望んでいる。町長は自らの発言や公約に無責任であってはならない。できないのなら、いっそのこと「給食センターの早期実施を公約したが、やはりやめました。」とはっきり言えばどうですか。

答 私も給食を公約しているが、今の財政状況から、町営住宅建設を優先するという苦しい判断をした。しかし、給食用地確保は今度はちゃんと進める。

上郡町民の利益を守る合併協議を

問 合併協議にあたり、赤穂市に対して「どうか合併してください」という姿勢では対等な合併にはならない。

答 上郡町にとって良い合併になるよう進めてゆきたい。

上郡駅舎（通学風景）

一般質問
町政を問う

藤本ゆうき 議員

町長には町民生活を死守する責務がある
思い切った行財政改革の断行

危機管理について

問 上郡町が直面している極めて重要な緊急課題は財政再建団体への転落に迫りつつある状態から抜け出す事にある。町長は、この危機に瀕している財政を再建し、町民生活を死守する責務があると思うが、この深刻な状況を、どのような策で乗り越えられるのか考えをお聞かせ願いたい。

答 上郡町は大変厳しい状況であります。将来の健全化を図る為に数値目標を設定した行財政改革の断行をする。事業計画の見直し、人件費の見直し、臨時職員の賃金、需要費、委託料、補助金等の徹底見直し、使用料、手数料、賦課金の見直し等検討して収支計画を作成したい。

不登校や問題行動について

問 私は今、心の教育が何よりも大切であるということを考え直さねばならないと思う。命を大切にし、自国を愛し、公共心や道徳心を持ち、他人を思いやる心が養われるよう家庭を始めとし、教育行政、社会全体が一丸となって健全育成に努めなければならないと思う。いじめ、問題行動は増加傾向にあり、子供達は学校教育の中で抱え持つ心の問題に直面し、その解決への援助を望んでいると思う。その生徒に対するメンタルケア対策についての見解を求める。

答 心の問題、命の大切さという事があったが全く同感であります。心に悩みを抱えている生徒の指導については、校内でチームを作り指導体制を充実させている。特に保護者への啓発を推進して、一人で悩まず、早めに相談できる体制作りに努める。

特産品について

問 地域農業の振興や地元商工業の活性化を図る上において、特産品の開発、育成に対する期待は大きい。今後の特産品の開発、販売促進にどのような考えをお持ちか。

答 船坂、細野のぶどうを素材にした、ぶどうジャムやぶどうパンの開発や、特産品作りの生産者への支援援助を行い、名物検討委員会等の協力を得ながら上郡らしい特産品作りに取り組んでいく。

職員の執務風景

一般質問
町政を問う

村上　昇 議員

期限内合併を逃した責任を問う
赤穂市との協議を進める

町長の責任

問 16年5月23日に町長が独断で相生市、上郡町合併協議会の事務事業一元化を凍結して以降、協議会事務局並びに相生市より再三にわたり、期限内に間に合わないと忠告され、更に10月12月定例議会にも努力して間に合わすと見解を示された結果、合併特例法期限内に間に合わず、財政上の優遇措置が皆無となった。責任と真意を町民に問うべきではないか。

答 議会解散など一連の動きの中で結果的に合併協議が取りまとめられなくなったことは、関係の市や住民に対して申し訳なく思っている。赤穂市との合併協議を進めることが、今私に課せられた責任だと思う。

問 住民投票が延期となったことについてその責任を他に転嫁することなく、町長としての責任をどう認識しているのか。

答 住民投票を実施すべきで進めていたが、相生市からの解散通告を受け入れ、議会の意見も聞き、最終的に延期をせざるを得なかった。

問 市町合併問題に関連して多額の公費が支出されておりますが、2つの協議会ごとの負担金、人件費住民説明会経費、住民投票経費の区分ごとに分け、支出経費の金額と内容について説明下さい。併せて、支出に対する効果測定をどのように分析しているのか。

答 平成14～16年度の支出は、2つの協議会負担金1880万円、人件費6561万円、意識調査、講演会、解散投票など関連経費2528万円、歳入として合併推進補助金500万円、特別交付税として2713万円となっている。

上郡町のこれからのまちづくりを考え、模索する上で、で、必要経費であったと思います。

問 今後の合併協議会の取扱いについて、昨年の12月21日に相生市から合併協議会の凍結について通告を受けているが、その内容は上郡町長の不適切な対応などの批判である。これについて見解と対応をどうするか。

答 今後の合併協議会の取扱いについては、相生市の解散通告を受け入れ解散し、赤穂市との合併協議を推進することに努力します。

協議会風景

一般質問
町政を問う

外川公子 議員

縦割り行政の改革は？
職員の姿勢等変えてゆきたい

問 **より多くの町民に参画してもらうため、縦割り行政の仕事を横につなげるためには？**

答 役場のあり方、職員の姿勢を変えてゆきたい。

男女共同参画について

問 **町としてのとりくみは？**

答 性的役割分担意識は潜在的に残っていると感じる。男女共同参画社会実現のため、人材育成は必要だ。フォーラムなどの参加に対する啓発作業から始めて、各種講座も実施していく。

問 **「女と男の生き生きセミナー」という講座が平成14年度から始まっているが、受講者とその後、話し合いの場を持ったり、横へ広げていけるような活動は行っているのか。**

答 今のところ実施していない。今後進めていきたい。また条例についても取り組んでいきたい。

問 **女性の管理職への登用は？**

答 能力があれば男女関係なく採用したい。そういう人材が出てくることを望んでいる。

温暖化防止について

問 **町の取り組みは？**

答 リサイクル、節電など環境に配慮する行動をとっていく。町民の意識向上のための啓発活動をすすめてゆきたい。

問 **上郡町でも平成14年から5年間で$CO_2$3％削減の計画があるそうだが、現在の状況は？**

答 14年度、15年度の算出はされていない。16年度については決算が出た段階で算出する。

給食について

問 **現在の進捗状況、内容は？**

答 内部会議、研修、視察と重ね、基本設計まで進んでいる。センター用地所有者への提供依頼、営農社への協力依頼をしている。

学校給食、老人給食の連携を密にとり、施設にはフルドライシステムを導入。無農薬、低農薬の地産地消型の材料調達など、特色のある給食を保護者の方々と共に考えてゆきたい。ただ、今年は優先すべき事業があり、給食への予算計上はしない。

問 **現時点での実現が困難であればせめて食育の充実を。**

答 弁当づくりのアイデアなど、調査依頼を考えていきたい。

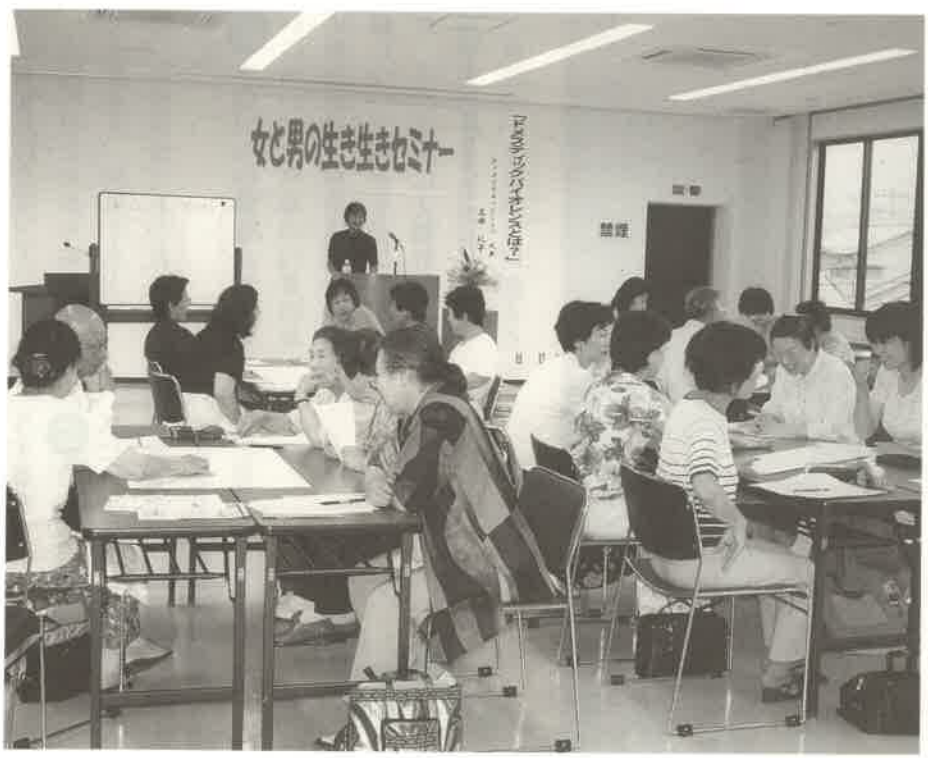

セミナーでの意見交換

一般質問
町政を問う

阿部　昭 議員

交付申請書の宛名の敬称は不自然では
立場を理解し実施に向けて努力する。

敬称の「様」から「あて」に

問 **交付申請書等の町への提出文書に最初から敬称が刷り込まれている事への違和感を感じている町民は多い。町長も我々議員も公撲です。町長「様」から町長「あて」に変更するよう提案したい。町長の所見を聞かせてほしい。**

答 過去に「殿」から「様」に変わった経過もありました。町民の公撲である事は承知しております。変更する事は問題にしておりません。

ただ現在、印刷物の在庫の事もあるので「あて」にするか前向きに検討したい。

期限内に合併出来なかった責任を町民に説明せよ

問 **本年3月末迄の法定期限内の合併は出来なくなった。この責任はひとえに首長であるあなたにあります。町民にまた町に多大な損失を与えました。町民に対して説明する責任があります。どのように説明をするのか。**

答 期限内合併には一生懸命努力したが間に合わなかった事は反省しているが、特例債の利用が合併の全てではない。引き続き赤穂市と協議会を進めてまいりたい。

幻と消える給食センター

問 **平成18年度には合併のあるなしに関わらず必ず実施すると明言されていたが17年度予算に計上されていないが本気でする気はあるのか。**

答 18年度開始と答弁した事は記録にも残っている。いつ出来るか明言できないが最大限の努力をしていく。

児童の安全へ最大の努力を

問 **前回で質問した防犯ブザーの携帯数と地域協力員のステッカーの追加数はどうか。**

答 防犯ブザーはほぼ全小学校でＰＴＡの協力で子供達に持たせております。ステッカーについては１００枚追加しＰＴＡ等に協力をお願いしています。現在町内に１６２ヶ所の子供一一〇番の家を設置し、新たに動く子供一一〇番のステッカーを防犯協会に作っていただき町用車や郵便局のバイクにつけるようお願いしております。

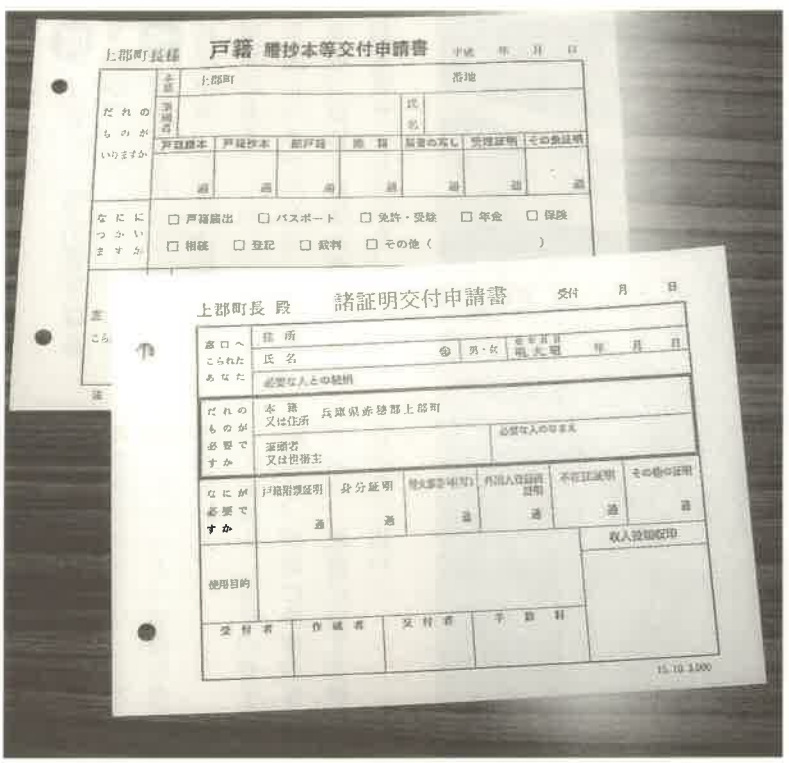

現在の申請書

一般質問
町政を問う

赤松初夫 議員

犯罪から生徒を救う方法は
地域ぐるみで取り組む

ゆとり教育について

問 国際学力調査の結果、ゆとり教育のあり方が見直されることになったようだが、問題はあったのか。

答 平成14年から新しい学習指導要領が実施されているが、その実施の前から、授業時間減による学力低下が懸念されていた。少人数授業や習塾度別指導など、個に応じたきめ細かな指導で、基礎学力を定着させること。また総合的な学習の時間を通じて、体験学習など学びの機会を充実させることを重視してやってきた。放課後の利用や朝の読書などにも取り組んだ。

今回国際学力調査の結果、相対的な学力低下があると解釈され、ゆとり教育の見直しが検討され始めた。総合的な学習の時間数の検討、基本数科の国語力の育成、理数と外国語教育の改善・充実等が求められている。

問 上郡町の学力低下はあるのか。

答 15年前と比べると、授業時間が減った分だけ知識量の減少はある。しかし、現在の全国レベルでみれば、本町の学校では皆、全国水準以上の到達度を示している。

問 教師の質はどうか。

答 教師の責任は大であり、現在授業研究を中心に校内研修を町内のどの学校も真剣に行っている。

その成果か、当町の先生は一般的に、非常に秩序が保たれており、教育に対する使命感も非常に強い。

校門設置の問題

問 学校によって校門があったりなかったりするのは問題ではないか。

答 校庭内に人の通り道がある学校があり、難しい面もあるが、当該学校の自治会等と協議をして、校門の設置の方向で、検討していきたい。

問 犯罪等劣悪な教育環境から子どもたちを救う責任は大人にある。地域ぐるみの取組が必要と思うが、どうか。

答 ご指摘の通り、安全な学校づくりが重要課題になっている。実際、不審者への対応・訓練をしており、学期に1回警察に参加してもらう。学校にボタン一つで県警につながるホットラインを設置している。学校だけでは無理で、地域の人にも、色々な取り組みに協力を願っている。

赤松小学校　門柱

一般質問
町政を問う

橋本正行 議員

バイパスにともなう安全確保は緊急度の高いものから行う

あゆみ橋周辺の整備状況

問 開通に伴う利便性と住民のニーズにあった整備は出きているのか。

答 あゆみ橋及び一部の町道が併用開通され、安室川に新雲津橋が完成すると東西南北に利便性の高い交通網が整備されます。現在、迂回路が生じている箇所は、事前に住民説明を随時行っております。

問 周辺道路の道路標識は、整備されているのか。

答 主要地方道、姫路上郡線（県道5号線）の暫定的な供用開始なので、県土木事務所が主な交差点25ヶ所余りに道路標識を設置しております。又信号機等は、最優先として公安委員会等に申請し、早急に対処をお願いしております。

問 アクセスとしての町道の整備状況はどうなっているのか。

答 地元の自治会の要望、地権者の同意等を得ながら、道路の通行量、通行形態を考慮に入れ、緊急度の高いものから県、町として事業を進めます。危険な箇所は、随時カーブミラー等を設置して行きます。

地域の子どもを守る安全と安心の意識について

問 通学路の確保について

答 毎年4月に最も安全で合理的な経路を各学校において選定し、学校と保護者が協力して安全を確認し、通学路の確保に努めています。

問 登下校時の子どもたちを守るための事故防止と防犯対策は。

答 集団登校を実施し、職員の立哨活動を行い、児童、生徒の安全意識の高揚を図っております。子ども一一〇番活動を実施し防犯面の啓発活動を行っております。

問 学校への侵入者対策、地域あげての防犯対策は。

答 緊急ガイドラインにそって不審者侵入時の危機管理として各学校独自のマニュアルを作成しております。拡声器の配置、校門の管理、受付の一本化、名札の着用など進め、県警ホットラインと合わせて整備されています。地域住民がお互い顔のわかる地域作りをめざし、地域全体で安全対策を進めて行きたい。

竹万　踏切北の交差点

竹万　桜トンネル

6月定例議会のお知らせ

予定

6月13日（月）10時開会

議事・一般質問など

多数の方の傍聴をお願いし、
ご案内いたします。

"あなたの声"を募集

お聞かせ下さい。

内　容：身の周りのできごと。
　　議会・行政へのご意見。
あて先：議会事務局・広報委員会まで
　　TEL 52-3512
（住所・氏名・年齢を記入の上投稿をお願いします。）

ピュアランド西側から望む

編集後記

昨年は地方再生の重要な年でもありましたが、議会の解散、法定期限内での合併も間に合わず、その上苦しい財政に追い打ちをかけんばかりの台風災害に見舞われるなど慌ただしくあっと言う間の一年でありました。

本年度は昨年以上に厳しい財政であります。議員の費用弁償など手当のカット、旅費規定及び研修費の見直しなど経費節減に努めております。

三月定例議会において、町全体の発展と町民の福祉向上を求め、159億を越える新年度予算を成立させました。

私たち議会も、厳しい社会情勢ではありますが、安心して暮らせるまちづくりに全力を注ぐ所存であります。皆様のご理解とご支援をよろしくお願い致します。

議会だより編集委員

委員長　沖　正治
副委員長　外川公子
委員　橋本正行
〃　阿部　昭
〃　小寺政広